

第 1 調査の概要

1 調査の目的

東京都内に居住する子供を養育する世帯の生活実態及び子育ての状況などを明らかにし、東京都における子供家庭福祉施策充実のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象

- (1) 東京都内に居住する小学生までの子供を養育する両親世帯で、住民基本台帳から無作為に抽出した 4,800 世帯
- (2) 東京都内に居住する 20 歳未満の子供を養育するひとり親世帯で、住民基本台帳から無作為に抽出した 1,200 世帯
- (3) 上記(1)及び(2)の世帯の子供の父親及び母親（父親及び母親に代わり、子供を養育している人を含む）
- (4) 上記(1)及び(2)の世帯の子供（うち、小学校4年生から中学校3年生まで）

3 調査の基準日

令和4年10月12日（調査期間 令和4年10月12日から同年11月11日まで）

4 調査事項

- (1) 小学生までの子供を養育する両親世帯及び20歳未満の子供を養育するひとり親世帯（調査票①）
 - ① 基本的属性
 - ② 就学前の子供がいる世帯
 - ③ 小学生の子供がいる世帯
 - ④ ひとり親世帯
- (2) 上記(1)世帯の父母（養育者含む）の意識（調査票②）
- (3) 上記(1)世帯の小学校4年生から中学校3年生までの子供の意識（調査票③）

5 調査方法

調査員による訪問調査と郵送・インターネット調査を併用し、各方法について調査対象地区を分けて実施した。

- (1) 調査員が調査対象世帯を訪問の上調査票を配布し、対象者である養育者（父母）又は子供が該当の調査票に回答を記入後、郵送で提出した。
- (2) 郵送により調査対象世帯に調査票を配布し、対象者である養育者（父母）又は子供が該当の調査票に回答を記入後に郵送で提出、又はインターネット上の回答フォームにより回答した。

6 調査の機構

- (1) 福祉局長（※）

管下の職員を指揮監督し、調査の企画、実施及び結果の公表を行う。

※令和5年7月1日以降。令和5年6月30日以前は福祉保健局長。
- (2) 調査員

福祉保健局統計調査員設置要綱に基づき、知事が任命する。

7 根拠規程

- (1) 東京都統計調査条例（昭和 32 年東京都条例第 15 号）
- (2) 東京都統計調査条例施行規則（平成 2 年東京都規則第 213 号）
- (3) 東京都統計調査条例に基づく都指定統計調査の指定等に関する規則（平成 3 年東京都規則第 25 号）
- (4) 東京都福祉保健基礎調査要綱（平成 20 年 4 月 1 日）

8 調査検討会の設置

調査の実施にあたっては、令和 4 年 4 月に学識経験者及び都関係各部職員からなる検討会を設置し、調査票の設計、結果の分析について検討を行った。

令和 4 年度 東京都福祉保健基礎調査検討委員

学識経験者
松 原 康 雄 明治学院大学 名誉教授
相 馬 直 子 横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 教授
行政関係者
東京都 福祉保健局 少子社会対策部 計画課長
東京都 福祉保健局 少子社会対策部 子供・子育て計画担当課長
東京都 福祉保健局 総務部 広報担当課長【事務局】
(令和 5 年 7 月 1 日以降)
東京都 福祉局 子供・子育て支援部 企画課長
東京都 福祉局 子供・子育て支援部 子供・子育て計画担当課長
東京都 福祉局 総務部 広報担当課長【事務局】

※敬称略

9 集計の対象

	調査の客体数	集計対象	回収率
小学生までの子供を養育する両親世帯	4,800 世帯	2,565 世帯	53.4% (調査票①)
20 歳未満の子供を養育するひとり親世帯	1,200 世帯	448 世帯	37.3% (調査票①)
上記世帯の子供の父親、母親等	10,800 人	5,202 人	48.2% (調査票②)
上記集計対象世帯の子供 (うち、小学校 4 年生から 中学校 3 年生まで)	1,618 人 (※)	1,440 人	89.0% (調査票③)

※ 集計対象 3,013 世帯（小学生までの子供を養育する 2,565 世帯と 20 歳未満の子供を養育するひとり親の 448 世帯）に属する小学校 4 年生から中学校 3 年生までの子供の人数である。

10 調査（報告書）の構成

第1部では、集計対象世帯とその子供の状況について、第2部では20歳未満の子供を養育するひとり親世帯の状況、第3部では子育てに関する養育者の意識等、第4部では子供本人の意識等について記述した。

第1部のうち、「第1章 調査対象世帯の概況等」では、「調査票①」に回答のあった小学生までの子供を養育する2,565世帯及び20歳未満の子供を養育する448世帯を合わせた3,013世帯の概況並びにその父母（養育者）5,578人と子供5,360人の概況について分析した。

「第2章 就学前の子供がいる世帯」では、就学前の子供がいる1,515世帯の就学前の子供1,939人の状況について、「第3章 小学生の子供がいる世帯」では、小学生の子供がいる1,779世帯の小学生の子供2,251人の状況について、それぞれ分析した。

第2部では、20歳未満の子供を養育するひとり親世帯448世帯の概況について分析した。

第3部では、対象世帯の子供の父母のうち、「調査票②」に回答のあった5,202人について分析した。このほか、自由意見として記述してもらった福祉保健行政に関する要望、意見等を一部掲載した。

第4部では、対象世帯の小学校4年生から中学校3年生までの子供のうち、「調査票③」に回答のあった1,440人について分析した。

11 利用上の注意

- (1) 比率の単位は「%」、実数の単位は「世帯」又は「人」である。
- (2) 統計表の百分率については、少数点以下第2位を四捨五入してあるため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。
- (3) 統計表中、用いた記号は次のとおりとする。
 - 「0.0」 …四捨五入により数値を丸めた結果、表示すべき最下位の1の位に達しない場合の単位未満の数値
 - 「—」 …皆無又は該当数字なし
 - 「…」 …未調査、未集計のために数値が得られない、該当数値が不詳又は不明なもの
- (4) クロス集計表の表側で「その他」等の母数の少ないデータは一部省略したものもある。
- (5) 本文の表中の数値に付けた下線は記述に関連することを示す。
- (6) 「29年度調査」とは、「平成29年度 東京都福祉保健基礎調査（東京の子供と家庭）」をいう。
「24年度調査」とは、「平成24年度 東京都福祉保健基礎調査（東京の子供と家庭）」をいう。

12 結果の公表

公表している資料は下表のとおり。本報告書は、確定報告の記述編である。

	速 報	確 定 報 告		
区 分	概要版	概要版	記述編	統計編
内 容	単純集計	記述編の概要	分析、グラフ、クロス表	クロス表
時 期	令和5年4月	令和5年11月		令和5年12月
方 法	プレス発表、 ホームページ掲載	プレス発表、報告書の刊行、ホームページ掲載		

ホームページ掲載場所

東京都福祉局ホームページ ⇒ 福祉の基盤づくり⇒ 調査・統計 ⇒ 東京都福祉保健基礎調査

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/chosa_tokei/zenbun/index.html